

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 6 月30日

【会社名】 株式会社 極洋

【英訳名】 KYOKUYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 上 誠

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 常務取締役 檜 垣 仁 志

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 常務取締役 檜 垣 仁 志

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、2025年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金130円 総額1,554,017,140円

ロ 効力発生日

2025年6月26日

第2号議案 取締役14名選任の件

井上誠、近藤茂、木山修一、檜垣仁志、田中豊、山口敬三、服部篤、三山正樹、小田匡彦、三浦理代、白尾美佳、町田勝弘、山田英司及び長野麻子を取締役に選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

福嶋茂及び鈴木淳二を監査役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

下田一郎を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|----------------------|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | | | | | |
| | 84,619 | 316 | 0 | (注) 1 | 98.86 可決 |
| 第2号議案 取締役14名選任の件 | | | | | |
| 井上 誠 | 83,567 | 1,368 | 0 | (注) 2 | 97.63 可決 |
| 近藤 茂 | 84,340 | 595 | 0 | | 98.54 可決 |
| 木山 修一 | 84,310 | 625 | 0 | | 98.50 可決 |
| 檜垣 仁志 | 84,347 | 588 | 0 | | 98.54 可決 |
| 田中 豊 | 84,358 | 577 | 0 | | 98.56 可決 |
| 山口 敬三 | 84,362 | 573 | 0 | | 98.56 可決 |
| 服部 篤 | 84,376 | 559 | 0 | | 98.58 可決 |
| 三山 正樹 | 84,361 | 574 | 0 | | 98.56 可決 |
| 小田 匡彦 | 84,283 | 652 | 0 | | 98.47 可決 |
| 三浦 理代 | 84,028 | 907 | 0 | | 98.17 可決 |
| 白尾 美佳 | 84,274 | 661 | 0 | | 98.46 可決 |
| 町田 勝弘 | 83,996 | 939 | 0 | | 98.13 可決 |
| 山田 英司 | 84,178 | 757 | 0 | | 98.35 可決 |
| 長野 麻子 | 84,151 | 784 | 0 | | 98.31 可決 |
| 第3号議案 監査役2名選任の件 | | | | | |
| 福嶋 茂 | 60,958 | 23,974 | 0 | (注) 2 | 71.22 可決 |
| 鈴木 淳二 | 80,082 | 4,850 | 0 | | 93.56 可決 |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 下田 一郎 | 84,525 | 411 | 0 | (注) 2 | 98.75 可決 |

(注) 1 . 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。